



行田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和8年1月22日

行田市監査委員 木村忠之  
行田市監査委員 香川宏行

# 決 定 書

## 第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

## 第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

行田市長、都市整備部長、企業誘致課長、都市計画課長、都市整備部副参事、秘書課長、中央公民館長（以下「行田市長等」という。）がスターバックス建設中止を求めた署名者宅に撤回を目的として訪問した。

これは、当該行為は憲法第19条の思想信条の自由及び第21条の表現の自由を侵害する行為であり職務とは認められない。

よって、違法性の高い当該行為について給与が支払われるべきではない。

## 第3 請求の受理

本件請求は、令和7年12月2日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして同月11日に受理した。

## 第4 監査の執行

### 1 監査の期間

令和7年12月11日から令和8年1月22日まで

### 2 監査の対象部署

都市整備部、都市整備部企業誘致課、都市整備部都市計画課、総合政策部秘書課、教育委員会生涯学習部中央公民館

### 3 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年1月15日に請求人から陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

### 4 関係人の陳述及び証拠提出

令和8年1月20日に企業誘致課長及び管理課長（前中央公民館長）から陳述を聴取した。行田市長及び行田市教育委員会教育長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### イ 行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員のうち、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給与について定めるものとする。

第2条 市長等の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

#### ウ 行田市職員の給与に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤務手当を除いたものとする。

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの

間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ同条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して勤務 1 時間につき第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間（市規則で定める時間を除く。）との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、

前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する市規則で定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては 100 分の 50 から第 3 項に規定する市規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する市規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

第 14 条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても休日勤務手当は支給されない。

3 前 2 項の休日とは、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（同条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は同条例第 9 条に規定する年末年始の休日（同条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他市規則で定める休日をいう。

第 15 条の 2 部長、部次長、課長、主幹及びこれらに相当する管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）には、管理職手当を支給する。

2 前項の規定による管理職手当の額は、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 に相当する額を超えない範囲内において市規則で定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第15条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第15条の4 第13条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、管理職員には適用しない。

## エ 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する  
必要的ある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間  
の割り振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場  
合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休  
日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内  
容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員  
にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特  
殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育  
児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間  
勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあ  
つては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市規則  
の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上  
の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間  
につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つ  
た週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされ  
た日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市規則の定め  
るところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られ  
た日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市規則で定める期間  
内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を  
当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある  
勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該  
4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振るこ  
とができる。

## （2）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

- ア 行田市は、令和6年10月18日付けでスターバックスコーヒージャパン株  
式会社と水城公園飲食施設出店者募集事業基本協定書を締結した。
- イ 忍・行田公民館の駐車場を守る会は、令和6年12月10日付けで行田市長  
に対し、忍・行田公民館の駐車場におけるスターバックス建設の中止を求める  
要望書を提出した。
- ウ 行田市長等は、令和6年12月17日から令和7年2月20日にかけて、忍・  
行田公民館の駐車場におけるスターバックス建設の中止を求める要望書に署  
名した署名者宅を訪問した。

## （3）監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断した。

ア 本件署名撤回行為の違法性に関する監査について

請求人は、本件署名撤回行為の違法性について主張している。

しかし、住民監査請求は、財務会計上の行為を監査の対象とするものである。

本件署名撤回行為自体は、財務会計上の行為ではないため、その違法性については監査の対象とならない。

イ 行田市長等の反対署名者宅への訪問に伴い公金を支出することについて

請求人は、行田市長等が反対署名者宅を訪問した行為は、給与が支払われるべき職務に適していないため、給与の返還を求める措置を講じるよう求めていることから、この訪問がどのようなものであったか考察する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。」と規定されている。このことは、職員の職務は、法令その他の諸規程によってその範囲が定まるだけでなく、職務命令によって職務がより具体的に定まり、あるいは付加されることがある、という意味である。

職務命令が有効に成立するためには、①権限がある上司が命令を行うこと、②職務に関する命令であること、③命令の内容が実行可能であることが必要である。

① 反対署名者宅を訪問した対象職員は、権限がある上司の職務命令により訪問したのか。

企業誘致課長及び管理課長（前中央公民館長）からの陳述によれば、企業誘致課長は都市整備部長から、中央公民館長は生涯学習部長からの職務命令により反対署名者宅を訪問した。

職務命令の手続や形式には別段の定めはなく、要式行為ではないため、口頭によっても文書によってもよいが、勤怠管理システムにおいて出退勤の打刻を実施しており、また、反対署名者宅へは市長及び都市整備部長が訪問していることからも、企業誘致課長が反対署名者宅へ訪問したことは権限がある上司の職務命令であったことが裏付けられる。

同様に反対署名者宅を訪問した上記以外の対象職員は、権限がある上司の職務命令により反対署名者宅を訪問したものと推察できる。

② 職務命令は、対象職員の職務に関するものであったか。

行田市は、水城公園飲食施設出店者募集事業を企画し、及び公募し、令和6年10月18日付けでスターバックスコーヒージャパン株式会社と水城公園飲食施設出店者募集事業基本協定書を締結した。

当該事業は、水城公園を市民や観光客の交流拠点とし、地域の活性化と水

城公園のさらなる魅力向上を推進するために実施したものであり、出店を目指すスターバックスコーヒージャパン株式会社の店舗及び駐車場が忍・行田公民館利用者及び近接する水城公園利用者の利用形態に影響を及ぼすことから、対象職員が当該事業に対する説明やそれに伴う忍・行田公民館の事業・運営等に関する問合せへ対応することは職務に関するものであったと認められる。

③ 職務命令の内容は実行可能なものであったか。

企業誘致課長からの事情聴取によれば、訪問した反対署名者宅は全て行田市内であり、実行可能な事柄であった。

なお、その訪問は、陳述及び事情聴取によると、教育委員会の対象職員においては勤務時間内に、市長部局の対象職員においては勤務時間内及び週休日に行われているが、各所属において他の業務が滞ることのないように調整が行われており、訪問により他の業務に支障が発生したとの事実はなかった。

以上、対象職員の反対署名者宅への訪問は職務命令に基づくものであり、給与が支払われるべき職務に適していないとは認められない。

したがって、行田市長等の反対署名者宅への訪問に伴う公金の支出が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和8年1月22日

行田市監査委員 木 村 忠 之  
行田市監査委員 香 川 宏 行